

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		移送費の支給		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 54 条の 4 第 1 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	保険者は、被保険者が療養の給付を受けるため、病院、診療所に移送されたときは、移送費を支給する。 ○支給要件 1 移送により法に基づく適切な診療を受けたこと。 2 移送の原因である疾病・負傷により移動することが著しく困難であったこと。 3 緊急その他やむを得なかったこと。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～7 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 1～7 日		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				